東日本大震災津波伝承館条例をここに公布する。

平成31年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第49号

東日本大震災津波伝承館条例

平成23年3月11日に発生した東日本大震災津波により、多くの尊い命と財産が奪われた。

本県では、明治29年及び昭和8年の三陸地震津波、昭和35年のチリ地震津波等による被害を受けて、防災施設の整備及び地域防災の取組を進めてきたが、東日本大震災津波は、過去の津波を上回る大規模なものであり、かつて経験したことのない被害をもたらした。

二度とこのような被害を生じさせないためには、大規模な自然災害が発生しても、致命的な被害を負わない強さと速やかに回復するしなやかさを併せ持つ地域社会の構築を進めていくことが重要であり、そのためにも、東日本大震災津波の事実を踏まえた教訓を伝承していく必要がある。

また、我が国のみならず世界の防災力の向上に貢献できるよう、東日本大震災津波からの復旧・復興をはじめ、最先端の防災・減災施策に取り組む姿を広く国内外に発信していくことは、被災県である本県の責務である。

ここに私たちは、これまでいただいた数多くの復興支援に対する感謝の意を表し、東日本大震災津波の悲劇を繰り返さないため、今回の災害の事実を踏まえた教訓を後世に伝承していくとともに、復興の姿を国内外の人々に発信していくことを決意し、東日本大震災津波伝承館を設置することとし、この条例を制定する。

(設置)

第1条 東日本大震災津波(平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波による災害をいう。以下同じ。)の教訓を伝承するとともに、東日本大震災津波の発災から復興に至るまでの状況を国内外に発信するため、東日本大震災津波伝承館(以下「伝承館」という。)を次のとおり設置する。

名 称	位置
東日本大震災津波伝承館	陸前高田市

(行為の許可)

- 第2条 伝承館において、次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。
 - (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真を撮影すること。
 - (3) 伝承館の全部又は一部を独占して使用すること。
- 2 知事は、伝承館の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(行為の禁止)

- 第3条 伝承館においては、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失すること。
 - (2) 指定された場所以外の場所にはり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
 - (3) 静粛を害し、他人に迷惑をかけること。
 - (4) 喫煙し、又は飲食をすること。
 - (5) 立入禁止区域に立ち入ること。

(許可の取消し等)

- 第4条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、その効力を停止し、同条第2項の条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは伝承館からの退去を命ずることができる。
 - (1) この条例又はこの条例の規定による処分に違反したとき。
 - (2) 第2条第2項の条件に違反したとき。
 - (3) 偽りその他の不正な手段により第2条第1項の許可を受けたとき。
 - (4) 伝承館の管理上必要があると認めるとき。
 - (5) その他公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(損害賠償等)

- 第5条 施設、設備又は資料を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、知事の指示するところにより原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。 (補則)
- 第6条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。